

法務省民二第338号  
平成30年8月30日

法 務 局 長 殿  
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長  
( 公 印 省 略 )

都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく農地についての不動産登記の申請における添付情報について（依命通知）

標記について、別紙甲号のとおり農林水産省農村振興局長から民事局長宛て照会があり、別紙乙号のとおり回答がされましたので、この旨貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

別紙甲号

30農振第1626号

平成30年8月24日

法務省民事局長 殿

農林水産省農村振興局長

都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく農地についての不動産登記  
の申請における添付情報について（照会）

今般、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）が本年9月1日から施行されることに伴い、同法第4条第1項の認定を受けた事業計画に従って賃借権又は使用貸借による権利（以下「賃借権等」という。）が設定される場合並びに同法第11条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）第3条第3項の承認を受けた者が、特定都市農地貸付けの用に供するため賃借権等の設定を受ける場合及び特定都市農地貸付けによって賃借権等を設定する場合には、それぞれ都市農地の貸借の円滑化に関する法律第8条第1項及び第12条第1項の規定により農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項本文の規定が適用されない特例措置が講じられることとなっているところです。

これに伴い、同認定及び同承認に係る賃借権の設定の登記の申請をするときは、別途通知において定める別紙様式1により市町村長が発行する認定書及び別紙様式2により農業委員会が発行する承認書を当該登記の申請情報と併せて提供することとする  
ことについて、登記手続上差し支えないか照会します。

差し支えない場合は、貴管下法務局及び地方法務局に対し周知方依頼します。

別紙様式1

申請者

(主たる事務所)

(名称・代表者氏名)

平成 年 月 日付けをもって認定申請のあった別記土地に係る事業計画について、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定により認定する。

平成 年 月 日

市町村長名

(別記)

記

所在	地番	地目		地積 ( $m^2$ )	権利の種類	所有者	
		登記簿	現況			住所	氏名

別紙様式 2

〇〇〇指令第〇〇〇号

申請者

(主たる事務所)

(名称・代表者氏名)

平成 年 月 日付けをもって都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 11 条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条第 1 項の規定による承認申請のあった別記土地に係る特定都市農地貸付けについてこれを行うことを承認する。

平成 年 月 日

〇〇〇農業委員会会長

(別記)

記

所在	地番	地目		地積 (m <sup>2</sup> )	権利の種類	所有者	
		登記簿	現況			住所	氏名

別紙乙号

法務省民二第337号

平成30年8月30日

農林水産省農村振興局長 殿

法務省民事局長

都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく農地についての不動産登記  
の申請における添付情報について（回答）

本年8月24日付け30農振第1626号をもって照会のありました標記の件  
については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。